

松浦市 都市計画マスタープラン

2008

概要版



都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

これは、人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについての将来の見通しや目標を明らかにし、都市全体や身の回りのまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるもので、今後の都市計画に関する具体的な指針となるものです。

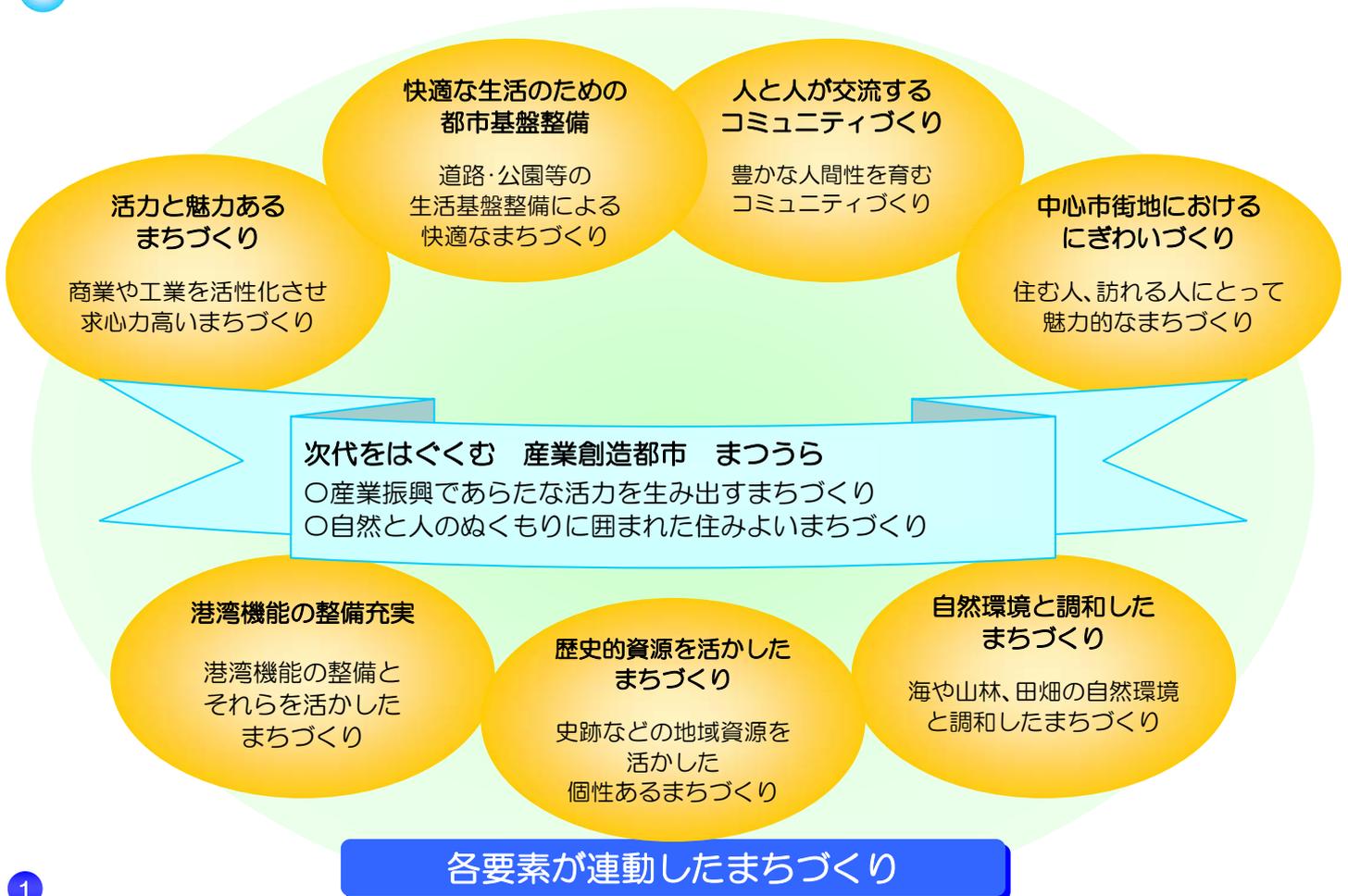
長崎県長期総合計画における県北地域の位置づけと役割

- 都市と農山漁村が連携した快適な自然居住地域
- 多彩な地域の資源を活かし、新たな交流を創造する生活圏
- 様々な産業が有機的に連携し、新たな活力を生み出す産業創造圏

松浦市総合計画における松浦市の将来像と2つの基本方針

- | | |
|------|--|
| 将来像 | 次代をはぐくむ 産業創造都市 まつうら |
| 基本方針 | ○産業振興であらたな活力を生み出すまちづくり
○自然と人のぬくもりに囲まれた住みよいまちづくり |

都市計画マスタープランにおける松浦市の将来像



都市づくりの基本方針（全体構想）

1 土地利用方針

まちづくりの基本理念や将来都市構造を基本としながら、住宅地、商業・業務地、工業地などを適正に配置し、秩序ある土地利用と安全性、快適性が調和したゆとりある生活環境の実現を目指します。

2 市街地形成の方針

志佐・調川地区は、都市機能の連携によるまちづくりを進め、活力ある中心市街地の形成を図ります。

今福地区、御厨・星鹿地区では、住環境の改善と利便性向上のため、周辺住民の日常生活に必要な各種都市施設の整備やサービス機能などの充実とともに、適正な市街化を誘導し秩序ある市街地の整備を促進します。

3 都市施設等の整備方針

●道路整備の方針

市内の地域間連絡を向上させるとともに、近隣市町や長崎・福岡などの広域的な連絡性の向上を図り連携のとれた道路体系の構築を目指します。

●公共交通機関と都市施設の連携による利便性向上

鉄道と路線バスなどとのスムーズな連携、バス停車帯や幅の広い道路の整備に努め、利用利便性の向上を図ります。

●公園緑地等の整備方針

ゆとりや豊かさのある住環境の創出のため、既存公園の活用とともに緑地やポケットパークの整備を図るとともに、歴史・文化資源を活用し、歴史・文化・観光の拠点づくりを進めます。

●上・下水道等の整備方針

水源の確保に努め、安全でおいしい水道水の安定供給に努めます。また、下水道基本構想に基づき、下水道等の整備を進め、清潔で快適、かつ自然環境にやさしいまちづくりを進めます。

●ゴミ処理・汚物処理の方針

効率的な収集・処理を推進し、衛生的で快適な居住環境づくりに努めます。

●その他の施設の整備方針

その他の施設に教育文化施設や社会福祉施設、市場などがあります。今後は各施設の充実を図ります。

4 都市防災に関する方針

土地利用の適切な規制と誘導、火災及び風水害の未然防止、避難地・避難路の確保、防災施設・設備の充実等を図り、災害に強いまちづくりを目指します。

5 公害防止に関する方針

自然環境の保全に努め、公害防止・抑制策を講じることにより、公害のないまちづくりを進めます。

6 まちづくりの方針

居心地の良いまちづくりのため、市民意識の啓発を推進するとともに、バリアフリーのまちづくり、やすらぎのあるまちづくり、豊かな景観の創出を図ります。

松浦市都市計画区域内将来土地利用構想・市街地形成方針図

土地利用の基本的方針

まちづくりの理念や将来都市構造を基本としながら主な土地利用の方針を次のように位置づけます。

◎住宅地

○中心住宅地

中心住宅地については、商業・業務施設と住宅地の調和を図りつつ、利便性の高い居住環境の形成と、ゆとりと活力ある市街地の形成を図ります。また、福祉・文化施設の整備や道路・公園などの公共空間の確保により居住環境の整備を進めます。

○一般住宅地

一般住宅地は、商業利用との連携により利便性向上を図り、ゆとりと活力ある居住環境の形成に努めます。

○専用住宅地

専用住宅地については、居住環境の保護に努め、安全で快適な住環境を備えた住宅地の形成を図ります。

◎商業・業務地

○中心商業・業務地

中心商業・業務地は、快適で利便性が高く、にぎわいのある中心市街地を形成するため、都市基盤（道路・公園・下水道など）の整備に努めます。

○副次的商業・業務地

副次的商業・業務地は、中心商業・業務地と連携しながら、松浦市の中心商業・業務機能や文化的機能の集積を進め、にぎわいとゆとりのある空間づくりに努めます。

○近隣商業・業務地

近隣商業・業務地は、日常購買店などの立地を誘導するとともに、利便性の高い商業地の形成を図ります。このため、幹線道路沿道等において、都市近郊型商業施設の立地を誘導するとともに、周辺住宅地との調和を図るなど、土地利用の連携・コントロールにより利便性の向上を図ります。

◎工業地

○既存工業地

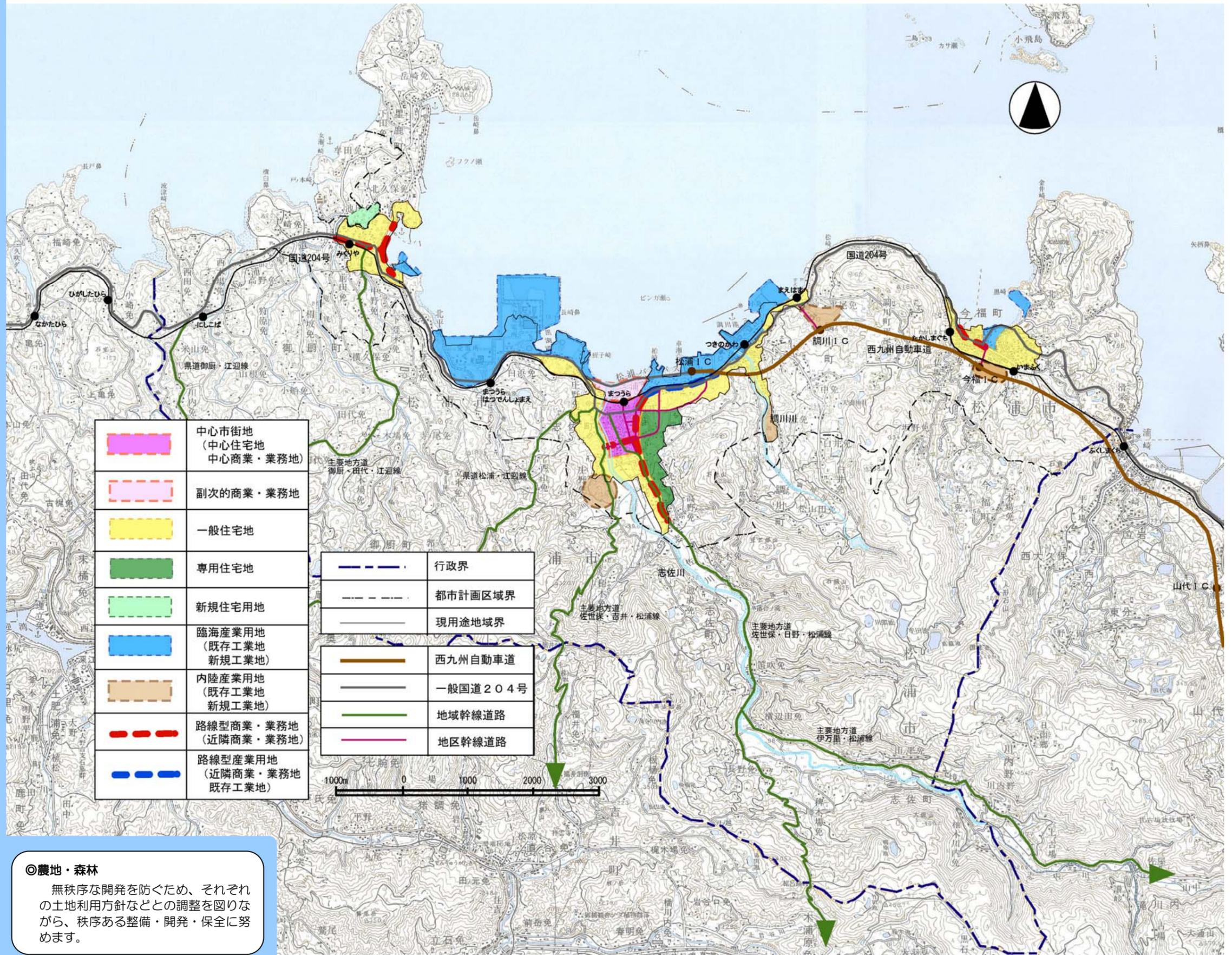
工業系用途地域と現在工場が立地している工業地については、基盤整備を行うとともに、緑化の推進など周辺環境との調和を図りつつ、工業の集積を推進します。

○新規工業地

松浦市の活性化を図るため先端技術産業や自動車関連産業、流通倉庫など、新規工業団地の整備に努めます。

◎農地・森林

無秩序な開発を防ぐため、それぞれの土地利用方針などとの調整を図りながら、秩序ある整備・開発・保全に努めます。

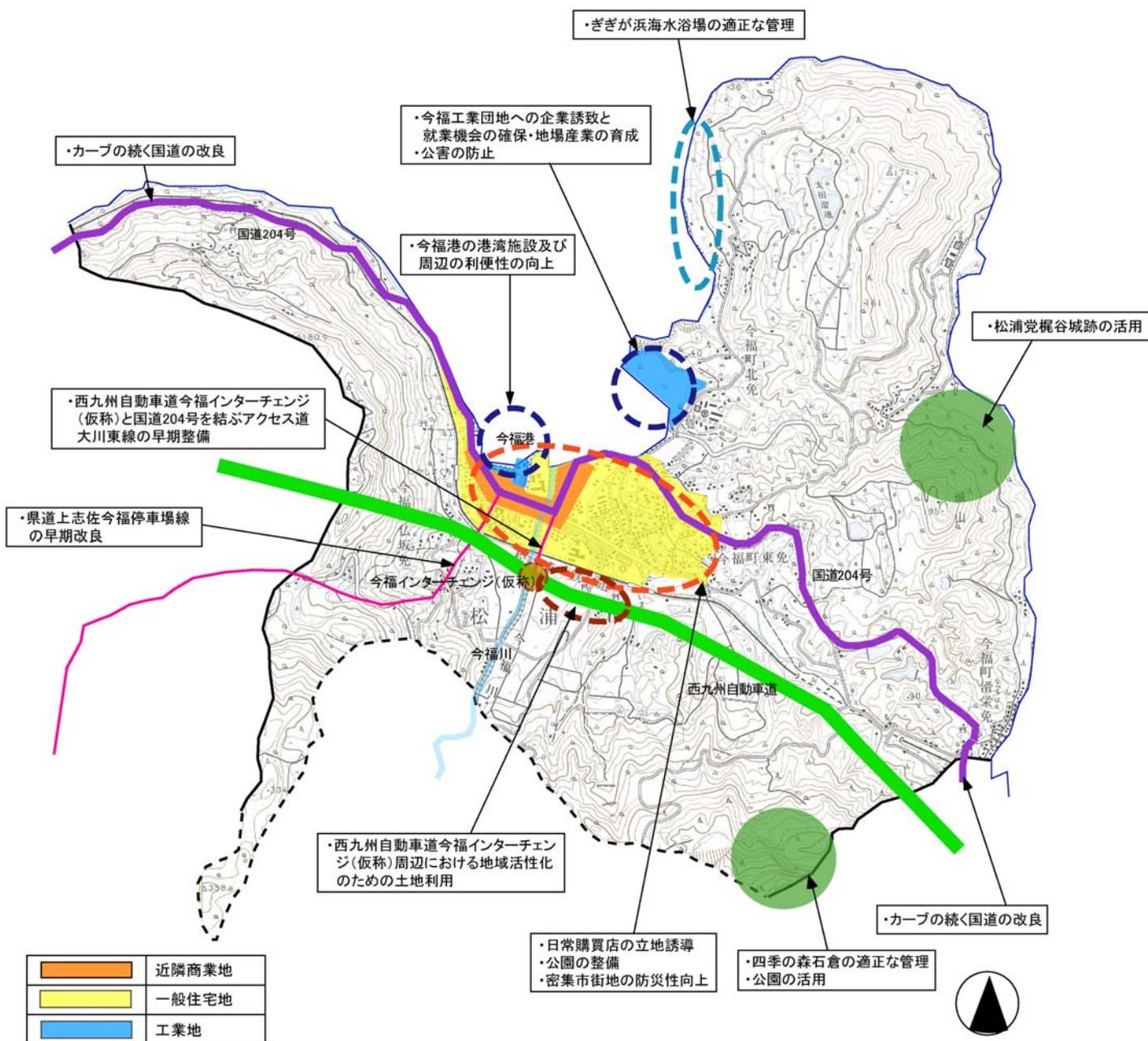


今福地区の将来像

豊かな歴史と自然環境を活かした快適で利便性の高い地区

今福地区においては、地区内に存在する数多くの史跡・文化財を活かした個性あるまちづくりが必要です。また、豊かな自然環境との調和を図りながら、都市基盤の整備に努め快適な住環境の形成を図ります。さらに、西九州自動車道を活用した定住人口の増加を図る住宅地の整備や、国道沿道等において日常生活に必要なサービス機能の充実に努め、地域住民にとって利便性の高いまちづくりを進めます。

今福地区将来構想図



御厨・星鹿地区の将来像

快適な住環境と農漁業が調和した地区

御厨・星鹿地区においては、盛んな農業・漁業の振興に努めるとともに、自然環境との調和を図りながら都市基盤の整備を行い、快適な住環境の形成を図ります。また、御厨港周辺や国道 204 号の沿道を日常購買店等の立地を促す近隣商業地とし、周辺住民にとって利便性の高いまちづくりを進めます。さらに、星鹿城山や大崎海水浴場などの整備による地域の個性創出を図ります。

御厨・星鹿地区将来構想図

